

## IV 平成20年度の市民税・県民税から適用される主な改正点

- ①住宅借入金等特別税額控除…税源移譲に伴い、所得税(19年分)の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の控除額が減少してしまう場合に、住宅借入金等特別税額控除申告書を提出することで、減少額相当分を翌年度(20年度)の住民税から控除する経過措置が適用されます。(平成11年～18年までに入居の方に限りです)

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出先	申告期限
給与収入のみで確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市役所へ提出	3月17日(月)
確定申告をされる方	確定申告書と一緒に税務署または市役所へ提出	

※住宅借入金等特別税額控除申告書は、毎年、市・県民税の申告期限までに提出してください。なお、この申告書は1月21日(月)から市役所・支所・出張所へ置きます。

- ②地震保険料控除の創設…これまでの損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

対 象 / 住宅や家財などの生活資産の地震保険料

契 約 内 容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	2万5000円
経過措置…平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料については従前の損害保険料控除が適用されます	1万円
地震保険料と長期損害保険料がある場合… 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	2万5000円



- ③老年者非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止…65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が平成18年度に廃止されたことに伴い、経過措置として18年度には税額の2/3、19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、20年度にはこの経過措置がなくなります。

## V 市民税・県民税の申告受付日程表

受付日	受付会場	対 象 町 名
2月18日(月) ～3月17日(月)	市役所本庁舎1階課税課	市内全域
1月29日(火)	新 治 庁 舎	藤沢一・二区、藤沢団地
1月30日(水)	新 治 庁 舎	東町、大畑、上坂田、下坂田
1月31日(木)	新 治 庁 舎	沢辺、田宮、高岡根、高岡沖
2月1日(金)	新 治 庁 舎	永井、本郷、大志戸
2月4日(月)	新 治 庁 舎	桃園、文教区、田土部、高岡新田、藤沢新田、小野、東城寺、小高
2月5日(火)	都 和 公 民 館	都和一～四丁目、並木一～五丁目、東並木町、西並木町、東都和、板谷一～七丁目
2月6日(水)	都 和 公 民 館	中都町一～四丁目、笠師町、小山崎町、今泉町、栗野町、中貫町、東中貫町常名町
2月7日(木)	神立地区コミュニティセンター	神立町1区、北神立町、中神立町、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目菅谷町、白鳥町、白鳥新町、おおつ野一～八丁目
2月8日(金)	二中地区公民館	真鍋一～六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、若松町、東若松町、殿里町、木田余西台、木田余東台一～五丁目、木田余町1～4区、手野町、田村町、沖宿町
2月12日(火)	六中地区公民館	烏山一～五丁目、まりやま新町、小岩田西一・二丁目、小岩田東一・二丁目、右粕町1～5区、まりやま団地、大岩田町1・2区、大岩田団地(県営・市営)
2月13日(水)	三中地区公民館	荒川沖西一～三丁目、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖南区、荒川沖西区一・二丁目、荒川沖東一～三丁目
2月14日(木)	三中地区公民館	中村町1・6・8区、西根町1～3区、中村東町一～三丁目、竹の入町、西根南一～三丁目
2月15日(金)	三中地区公民館	乙戸町、小山田町、乙戸南一～三丁目、乙戸(西区一丁目)、中村南一～六丁目、西根西一丁目、卸町一・二丁目

※受付日にご都合の悪い方は、対象地域以外の日でも受付します。

土地・建物・株式・先物取引等の譲渡所得のあった方、雑損控除を受ける方、住宅借入金(取得)等特別控除により所得税の還付を受けようとする方は、市役所では受け付けできませんので、税務署で申告するようお願いいたします。

☎ 土浦税務署 (☎822-1100)

# 市民税・県民税の申告受付

受付期間 **□市役所本庁舎(1階課税課)…2月18日(月)～3月17日(月)**  
午前8時30分～11時30分、午後1時～4時 ※土・日曜日を除く。  
なお、2月24日(日)・3月2日(日)に限り申告相談・受付を行います。

**□臨時受付会場…1月29日(火)～2月15日(金)**

午前9時～11時30分、午後1時～4時

※臨時受付会場については、14ページの日程表を必ず確認してください。

申告は  
お早めに!!

申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので早めに済ませてください。申告書は、あらかじめ申告が必要と予想される方には郵送しますが、課税課、各支所・出張所、受付相談日の臨時受付会場にも用意してあります。自分で正しく計算・作成し、期限までに郵送または受付窓口へ提出してください。

☎ 課税課 (☎内線2231、2236)

## I 申告の必要な方

平成20年1月1日に土浦市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告をする必要はありません。

- 平成19年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した方または提出予定の方
- 年末調整された給与のみの方で、給与の支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている方
- 土浦市内に住む方の、税法上の扶養親族になっている方(社会保険の扶養とは別です)
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和18年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が152万円以下の方
- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和18年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金収入金額が102万円以下の方



※平成19年中に所得のなかった方、失業給付・遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当の受給資格審査などの基礎資料になりますので申告してください。また、19年中に所得がなく、19年度の市・県民税の所得割が課税になっている方は、所得変動に伴う減額措置を受けるときに必要になりますので、必ず申告してください。

## II 申告に必要なもの

※必ず「はんこ」をお持ちください。

※必要書類を持参されないときは、控除を受けられませんのでご注意ください。

- 給与所得者・公的年金受給者 …源泉徴収票または事業主の支払証明など
- 事業所得者・不動産所得者 …収支内訳書
- 医療費控除のある方 …領収書、保険などで補てんされた金額の明細書(あらかじめ、領収書を個人ごとに集計しておいてください)
- 社会保険料控除のある方 …国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
- 生命保険料・地震保険料控除のある方…支払額のわかる控除用証明書(地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料を含みます)
- 寄付金控除のある方 …都道府県・市町村・共同募金会・日本赤十字社の領収書
- 障害者控除を受けようとする方…障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などの障害者に準ずる者等認定書



## III 申告書の作成はご自分で

申告書は、本人による記載が原則です。申告書の作成、収支内訳書などの記入が済んでいる方を優先し、記載指導を希望する方は、お待ちいただくこともあります。ご理解とご協力をお願いします。※事業(営業等、農業)所得・不動産所得を申告される方は、収支内訳書を必ず記入しておいてください。